令和4年12月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和4年12月9日(金) 13時30分より

場 所 松野町役場 議場兼大会議室

2. 会議構成員(農業委員)現在総数 13名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田和宏	欠席
副会長	2	_	矢野 千津	出席
	3	蕨生	金谷 純一	出席
	4	富岡	加賀田幸二	欠席
	5	吉野	太田 善英	出席
	6	_	山崎 匡	出席
	7	豊岡前	毛利 彰男	出席
	8	松丸	山口 賢三	出席
	9	目 黒	河野 和平	出席
	10	豊岡後	森口 泰	欠席
	11	延野々	石田 芳久	出席
	12	奥野川	滝口 博臣	欠席
	13	_	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、	綱崎 幸紀	出席
豊岡後地区、豊岡前地区	松田 荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
苗岡地区、工家地地区、日黒地区	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松 晋	出席
百岁地区、厥生地区、英野川地区	金谷 恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小西 亨 農業委員会事務局次長 中平 大介 農業委員会事務局主事 岡本 渉

4. 議長選出他

議長矢野 千津会議録署名委員太田 善英毛利 彰男

会議書記 岡本 渉

5. 閉会の日時

令和4年12月9日(金) 14時15分

6. 議事日程

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

小西事務局長

定刻になりましたので始めたいと思います。そしたら今日は開会から 矢野副会長さん一言ご挨拶をいただいて始めたいと思いますのでよろ しくお願いします。

矢野副会長

今日はお忙しいところありがとうございます。なんの心の準備も無いまま代わりにやらせていただきますけども、議事が円滑に進行しますようにどうぞ協力をお願い致します。

議事録署名委員ですけれども、5番の太田委員さん、7番の毛利委員 さんよろしくお願い致します。

報告事項はありませんか。

岡本主事

1点だけご報告させていただきます。農業委員会のタブレット端末、

以前から総会の折りにお話させておりましたが、現地確認とかで使えるタブレットの事でございます。うちの方の準備も終わりまして、委員さんにお渡ししている最中でございます。まず山口委員さん、この後お渡しするんですけど、あと目黒の河野委員さん、吉野の太田委員さんのほうにお渡しをしております。しばらく使っていただいて、同じ部落というか地区・エリアで回してもらってもかまいませんし、一緒に見ていただいて、一緒に回るような機会があれば一緒に見ていただいたりとか、柔軟に対応していただいたらと思います。

完全に誰かに渡すという時には、一言私のほうにご連絡だけいただければと思っております。是非使ってみたいとかそういう事があれば言っていただいたらと思いますので、使い方わからないとかそういう事もありましたら、私の方まで言っていただいたらと思います。

以上です。

矢野副会長

タブレットの件どうぞよろしくお願いします。あと他に何かありませんでしょうか。

それでは無いようでしたら議事に入りたいと思います。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、この案件は委員さん本人に関わる案件になります。農業委員会法第31条において『農業委員会の委員は自己又は同居の親族、配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』とされておりますので、申し訳ありませんがまず〇〇委員さんには退席をお願いします。

※○○委員退室。

矢野副会長

それでは事務局から説明をお願い致します。

岡本主事

資料4ページをお開き下さい。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。番号4番、申請地は大字松丸、地番が〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田んぼと畑です。面積は187㎡と39㎡です。現在の利用状況は農業用倉庫で、転用後の用途としては事業用の倉庫及び露天駐車場でございます。図につきましては6ページをご覧下さい。申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地株式会社〇〇〇、代表取締役〇〇〇さん、譲渡人、新居浜市国領〇〇〇番地へごさんです。転用の事由と致しましては、譲受人は農林業機械・器具の製造販売等を行っていますが、既存事業地が手狭で不便であるため、申請地を新たに譲り受け、製品の倉庫及び露天駐車場として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の要望により譲り渡したいとのことでございます。

転用申請農地等の詳細でありますが、当該農地は松野町役場から概ね 300メートル以内に位置していることから、第3種農地に該当致します。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

矢野副会長

今の説明をお聞きになって何かご質問とかご意見はありませんでしょうか。 どなたかありませんか。

それじゃあこの申請について異議なしということでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

矢野副会長

異議なしということになりましたので、よろしくお願い致します。 それでは審議が終了しましたので、○○委員さんの退席を解きたいと 思います。よろしくお願いします。

※〇〇委員着席

矢野副会長

それでは次は、続いての案件も委員さん本人に関わる案件となります。○○委員さんの退席を求めます。

※〇〇委員退席。

矢野副会長

それでは事務局から説明をお願いします。

岡本主事

ご説明させていただきます。資料5ページをご覧下さい。番号5番、 申請地が大字延野々、地番が○○○番、地目は田、面積が516㎡です。現 在の利用状況は畑で、転用後の用途は貸駐車場・貸洗車場・資材置場で ございます。図は7ページをご覧下さい。申請者です。譲受人、北宇和 郡松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、譲渡人、北宇和郡松野町大 字延野々○○○番地○○○さん。転用の事由と致しましては、譲受人は 大型トラック用の貸駐車場・貸洗車場・貸資材置場の事業をするため、 申請地を譲り受けたい、譲渡人は譲受人の要請を受け入れ譲り渡した い、とのことです。これについて補足させていただきます。貸駐車場等 についてでございます。今回農地転用の許可を今後受けた時には、○○ ○さんのご主人さんが、自営業で運送業をされておりますが、ご主人が 使うように駐車場を整備して貸駐車場としてご主人に貸すという流れ でございます。ご主人のほうの事業計画書も申請に併せて提出をいただ いております。転用申請農地等の詳細でございますが、当該農地は10ha 以上の集団農地内にあり、第1種農地に該当致しますが、第1種農地の 転用不許可の例外事項である集落接続に該当を致します。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

矢野副会長

今この説明をお聞きになって何かご質問とかご意見はありませんで しょうか、いかがですか。

貸駐車場とか貸洗車場になってるので、こういう事業をされるのかな と思ったらそうでは無くて、持ち主が奥さんの〇〇〇さんでそのご主人 に貸すという形にするということですか。

岡本主事

ご主人がトラック運送業をされておるので、ご主人に貸すという流れです。

矢野副会長

と言う事だそうですけども、何かご意見とかありませんか。

小西事務局長

農振除外の案件だったので、前の農業委員会で意見を伺うように一回 説明はしとるんですけど、本来でしたらトラック業をされてるご主人が そのまま所有地にして、自分の事業で使うって言ってもらったほうがス ムーズに流れるし、どうして貸すんですかというところに引っかかって くるんですが、個人事業主なのでリスクを分散させるために、ご主人名 義と自分名義とで、事業上の名義を分けて貸し借りをして事業として使 うと。一つ潰れたら全部の財産が無くなるので、そういうリスクを分散 させるためにご主人・私というふうに事業の名義を分けて運用したいと いう意図が中にはあるようです。奥さんの名義にしてご主人に貸すとい うふうなちょっと複雑なやり方をされるようですが、そこは個人の事業 のやり方がそういうことで希望されておるので、一応県もこの内容で了 解もされておりますので、事業の成り立ちとしての問題は無いのかなと いうふうには思っています。 矢野副会長

はい、ありがとうございました。ご説明を聞いていただいて、何かありませんか。

ないようでしたら、許可ということでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

矢野副会長

それではこの件について許可ということにしたいと思います。

では議案第1号が終わりましたので、 $\bigcirc\bigcirc$ 委員さんの退席を解きます。

※○○委員着席。

矢野副会長

これで議案第1号が終わりましたけれども、次に議案第2号「農用地利用集積計画(案)の承認について」諮りたいと思います。説明をお願いします。

岡本主事

資料9ページをお開き下さい。利用権設定の申請でございます。番号43番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、松丸〇〇〇番地〇〇〇 さん。利用権設定する土地が松丸〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で面積が2筆合計で3,587㎡です。賃貸借で4年間の契約となっております。図は15ページをご覧下さい。こちら継続の案件です。

続いて番号44番、貸人、松山市森松町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、西予市宇和町〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目全て畑で面積が5筆合計で4,870㎡となっております。使用貸借で5年間の契約です。

図は16ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて番号45番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、吉野〇〇〇番地株式会社〇〇〇、利用権を設定する土地が豊岡〇〇〇番、地目は田、面積が1,061㎡、使用貸借で10ヶ月の契約となっております。図は17ページをご覧下さい。こちらは新規の案件です。

続いて資料10ページです。番号46番、貸人、富岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、富岡〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が富岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が2筆合計で3,211㎡です。賃貸借で5年間の契約です。図は18ページをご覧下さい。こちらは継続の案件です。

番号47番、貸人、松山市鴨川〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田で面積が1,158㎡です。賃貸借で10年間の契約となっております。図は19ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて番号48番、貸人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が蕨生〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目全て田で、面積が8筆合計で3,932㎡です。賃貸借で5年間の契約となっております。図は20ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて資料11ページです。番号49番、貸人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が蕨生〇〇〇番、地目田、面積が2,034㎡です。賃貸借で5年間の契約となっております。図は21ページをご覧下さい。こちら新規の案件です。

続いて番号50番、貸人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん。利用権を設定する土地が蕨生〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が3筆合計で1,962㎡です。賃貸借で5年間の契約となっ

ております。図は22ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて番号51番、貸人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん。利用権設定する土地が蕨生の〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目全て田で、面積が3筆合計で3,407㎡。賃貸借で5年間の契約となっております。図は23ページをご覧下さい。こちらは継続の案件です。

続いて番号52番、貸人、松山市北斉院町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、 蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が奥野川〇〇〇番、 〇〇〇番、地目田で面積が2筆合計で1,878㎡です。賃貸借で5年間の 契約となっております。図は24ページをご覧下さい。こちらは継続の案 件です。

続いて資料12ページです。ここからは普段の利用権設定と違うので、 先に制度のご説明させていただいたらと思います。お配りしておる一枚 もので「農地中間管理事業による農地の貸借について」というものをご 覧いただいたらと思います。 引き続き委員さんやってもらっておる方は ご承知かと思いますが、新任の委員さん向けに簡単にご説明させてもら ったらと思っております。農地の貸借を行うに当たりまして、農地中間 管理機構という組織が県のほうにありまして、そこを経由して農地の貸 借をする、又貸しみたいな感じなんですけれども、そういった方法を農 地中間管理事業といいます。農地中間管理事業を利用することで、県の 組織が一旦農地を借り受けて、そこから担い手の方に農地をお貸しする というふうな形になるんですが、機構が借り受けている段階で農地の条 件整備等の各種事業が活用できるようになったりとか、担い手側、農地 を借りる方はまとまりある形で農地を借り受けることができる、貸し手 側の方は条件はいろいろありますが、固定資産税の軽減を受けることが できると、そういったいろんなメリットがあるような事業でございま す。イメージ図を下に簡単にですが作らさせてもらっています。個人同

士で普段どおり貸し借りをする場合には、貸し手Aさん、Bさん、Cさんと 左手に三つありますけれども、受け手の方は3人それぞれと書類を作っ て利用権設定してもらうようになるんですが、農地中間管理事業という ところを挟むことによって貸し手の方は県の機構に貸すだけで、たくさ んまとめたら、ここでいうたら3人分の農地を1本の契約で受け手の方 に貸すということが出来るので、受け手の方は書類一個作るだけでよく なるというふうなシステムになっております。下の青線は賃料の流れな んですけれども、通常の貸し借りでいったら誰々さんにはお米を何キ ロ、誰々さんにはお金を何円みたいなことを一人一人やっていかなきゃ いけないところを、受け手の方は機構にお金を何人分何万円とまとめて お支払いするだけで、機構が賃料をAさん、Bさん、Cさんにお支払いす る、分配してくれるという、受け手の方は手続き的な事務もだいぶ負担 が軽減されるというメリットがあります。そういったことで機構を挟む メリットはあります。逆にデメリットと言いますか、うちの方では今回 みたいな○○さんしか今まで無かったんですけれども、なかなか進まな い理由としては農地中間管理事業を挟むとお米の物納ができないとい うのがありまして、田んぼを借りられて作られよる方は、上納米を反当 たり1袋とか1俵とかそういった形でされよる方がほとんどなんです けれども、それができなくて、機構を通す時はお金だけになってしまう ので、ちょっとなかなか進みづらいなというのが現状のところでござい ます。

そういう事業がありまして、今回これからご説明させてもらうのがその事業を使っての貸し借りということになっております。資料に戻っていただきまして、ご説明させていただきます。

資料12ページです。番号53番、貸人、松山市鷹子町○○○番地○○○ さん、転貸人、こちらが農地中間管理機構というところでございます、 松山市一番町〇〇〇番地公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、借人、大洲市野佐来〇〇〇番地農事組合法人〇〇〇。利用権を設定する土地が吉野の〇〇〇番、地目田、面積が2,722㎡。賃貸借で4年と11ヶ月の契約となっております。図は25ページをご覧下さい。こちら継続の案件となっております。一括方式による農地利用集積計画というのは、基本的には貸し手側と機構側の農地の貸借と機構から受け手側の貸借というのは別々の扱いに本来はなっておるんですけれども、それをやりだすと事務手続きが半年くらいかかって長くなってしまうので、それを簡略化する方式というのがあります。それを使うという意味でございます。以降重複するところは説明を省略させていただきます。

番号54番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が吉野〇〇〇番、地目田、面積が998㎡。図は26ページです。

続いて番号55番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権設定する 土地が吉野の〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が2筆合計で2,624 ㎡。図は27ページです。

続いて番号56番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が吉野〇〇〇番、地目は田、面積が787㎡です。図は28ページをご覧下さい。

続いて番号57番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地は吉野〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が3筆合計で4,131㎡です。図は29ページをご覧下さい。

続いて資料13ページです。番号58番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が吉野〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で面積が3筆合計で3,488㎡です。図は30ページをご覧下さい。

続いて番号59番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権設定する 土地は吉野〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で面積が2筆合計で1,023㎡ です。図は31ページをご覧下さい。

続いて番号60番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が吉野〇〇〇番、地目田、面積が1,704㎡です。図は32ページをご覧下さい。

続いて番号61番、貸人、東温市見奈良〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が吉野〇〇〇番、地目田、面積が1,280㎡です。図は33ページをご覧下さい。

続いて番号62番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権設定する 土地が吉野〇〇〇番、地目田、面積が634㎡です。図は34ページをご覧下 さい。

続いて14ページです。番号63番、貸人、大阪府大阪市旭区新森〇〇〇番地〇〇〇さん、転貸人はえひめ農林漁業振興機構、借人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が蕨生〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、世目全て田で面積が4,481㎡です。賃貸借で10年間の契約となっております。図は35ページをご覧下さい、こちらは新規の案件です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

矢野副会長

今説明いただいたことについて何かご質問とかご意見ありませんで しょうか、中間管理機構の説明について、もしご不明な点がありました らこの機会に聞いていただいたらと思いますけど大丈夫でしょうか。

質問やご意見はないようですが、では許可ということでよろしいですか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

矢野副会長

では許可ということでお願いします。

今日の議案はこれで終わったわけですけれども、その他でよろしいで すか。

その他で何かありませんでしょうか。

それでは今月の農業委員会はこれで終わりにしたいと思います。今年 も押し迫ってきて残り少なくなりましたけども、みなさんどうぞ良いお 年を迎えて下さい。どうもお疲れ様でした。